【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成20年2月22日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

【会社名】 モジュレ株式会社

【英訳名】 modulat inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 松村 明

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂二丁目10番9号

【電話番号】 03-5575-5721

【事務連絡者氏名】 取締役 セントラル・コーポレーション・サービスDiv.

マネージャー 徳永 淳子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目10番9号

【電話番号】 03-5575-5721

【事務連絡者氏名】 取締役 セントラル・コーポレーション・サービスDiv.

マネージャー 徳永 淳子

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間		自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成19年 6月1日 至平成19年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日	自平成18年 6月1日 至平成19年 5月31日
売上高	(千円)	658, 536	840, 130	863, 641	2, 021, 803	2, 330, 490
経常利益	(千円)	29, 079	33, 433	7, 582	110, 671	143, 868
中間(当期)純利益	(千円)	17, 115	17, 420	3, 211	64, 153	81, 117
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	_	_	_	_	_
資本金	(千円)	100,000	254, 219	254, 219	121, 250	254, 219
発行済株式総数	(株)	2,000	13, 700	13, 700	11, 400	13, 700
純資産額	(千円)	162, 734	523, 930	579, 340	252, 924	587, 439
総資産額	(千円)	658, 746	782, 182	1, 158, 009	677, 825	1, 205, 646
1株当たり純資産額	(円)	81, 367. 47	38, 243. 10	42, 287. 62	22, 186. 34	42, 878. 78
1株当たり中間(当期) 純利益金額	(円)	8, 557. 98	1, 292. 97	234. 44	6, 853. 98	5, 970. 68
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	_	1, 256. 77	230. 08	ı	5, 806. 98
1株当たり配当額	(円)	_	ĺ	ĺ	1, 125. 00	1, 480. 00
自己資本比率	(%)	24. 7	67.0	49. 1	37. 3	48.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	50, 520	19, 815	△27, 900	54, 063	427, 397
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△17, 213	75, 949	△93, 962	△16, 521	△381, 673
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△171, 348	16, 094	△27, 372	△175, 068	235, 783
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	(千円)	173, 826	286, 200	306, 613	174, 341	455, 848
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	31 (1)	47 (1)	49 (2)	36 (1)	52 (1)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、第7期中及び第7期においては、当社株式は非上場であり、かつ非登録であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 4. 当社は関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
 - 5. 当社は、平成18年1月20日付で株式1株を4株に分割いたしました。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年11月30日現在

従業員数(人) 49 (2)

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、当中間会計期間の平均人員を() 外数で記載しております。
- (2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(自平成19年6月1日 至平成19年11月30日)における日本全体の経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や原油価格の動向が懸念され、後半は景気の一部に弱さが見られたものの、企業収益の底堅い推移を背景に設備投資は引き続き増加し、緩やかに拡大を続けてまいりました。

IT関連業界においては、コンプライアンスに基づく「内部統制の強化」「自然災害の増加による災害時リスクへの対応ニーズの高まり」「情報セキュリティ対策の強化」などを背景に、企業のIT投資への意識は業務プロセスの効率化にとどまらず、経営戦略との結びつきがより密接なものとなりつつあることなどから、その重要性が高まり堅調に推移しました。

このような経済環境の中、当社が主体としている「企業向けの小型コンピュータのアウトソース事業」を取巻く環境については、引き続き堅調であると判断しています。

これは「企業が本業への資源の集中に向かう中、本業ではないIT関連業務のスキルを社内に保有しないという考え方が増えつつある事」、「コンピュータ関連製品の価格が低下していく中で、各製品分野に特化したリーディングベンダーが現れ、その反動で企業の情報システムを包括的に管理していくニーズに対する供給が少ない事」、「技術革新が一定の段階を迎えた事により、革新的技術よりも安定的技術への投資効果が、ITの経営貢献度において相対的に高くなってきている事」が多くの企業で認められ、給与計算や税務、法務といった旧来のアウトソース業務の枠を超えたアウトソースが活用し始められている為と考えています。

また、これらの傾向により当社が主体としている安定的技術・利用技術が必要とされる可能性が拡大したと考えております。

尚、当社では将来に向けて更なる競争力や収益力の向上を目指すため、平成24年5月期を最終年度とする中期5ヵ年計画を策定し、事業拡大のための基盤強化に取り組んでまいりました。

当中間会計期間においては、「中小企業向けにサービスを標準化した新サービス『ITASスタンダード』の 拡販に向けた体制整備の強化」や「全社的な業務効率化の推進・昨年度から徹底している業務の効率化」、「将 来の事業拡大に必要不可欠な人材への投資」などを行うことから、先行投資を見越した業績予想を発表しており ましたが、昨年度から徹底している業務の効率化や自動化の効果により、計画を上回り順調に推移しました。

その結果、当中間会計期間の業績は、売上高863,641千円(前年同期比2.8%増)、営業利益10,505千円(前年同期比58.7%減)、経常利益7,582千円(前年同期比77.3%減)、中間純利益3,211千円(前年同期比81.6%減)となりました。

売上区分別概況

売上区分別の内訳については、以下のとおりであります。

前中間会計期間(第8期中)		当中間会計期間(第9期中)			
売上区分	売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	対前期比増減(%)
ITサービス売上	283, 670	33.8	495, 343	57. 4	74. 6
商品売上	556, 460	66. 2	368, 297	42. 6	△33.8
合計	840, 130	100.0	863, 641	100.0	2.8

※ITサービス売上 :保守サービス、維持管理サービス、障害対応サービス、システム構築サービス等の技

術的サービス関連の売上

商品売上 : 上記のITサービス売上に伴い必要なIT関連製品(ハードウェアやパッケージソフ

トウェア) の販売に関する売上

・ I Tサービス売上

既存顧客との継続的なサービス契約が引き続き好調であったこと、前事業年度末より新規顧客への多年度にわたる大型サービスの提供を開始したこと、既存顧客より大型のシステム構築案件を受注したことなどから、ITサービスの売上高は495百万円(前年同期比74.6%増)となりました。

• 商品売上

顧客事情による案件の遅延等により若干低調に推移したことから、商品売上は368百万円(前年同期比33.8%減)となりました。しかしながら、年度計画には影響ありません。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前中間会計期間末に比べ20,412千円増加し、306,613千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は27,900千円(前中間会計期間は19,815千円の獲得)となりました。

これは主に、税引前中間純利益及び減価償却費等の非資金損益項目等による資金収入を計上し、仕入債務の増加額50,153千円があったものの、売上債権の増加額52,286千円、前受金が75,555千円減少したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は93,962千円(前中間会計期間は75,949千円の獲得)となりました。 これは主に、投資有価証券の取得による支出80,773千円、有形固定資産の取得による支出6,390千円、敷金・差 入保証金による支出6,798千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は27,372千円(前中間会計期間は16,094千円の獲得)となりました。 これは主に、リース債務の返済による支出7,587千円、配当金の支払による支出19,784千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を売上区分別に示すと、以下のとおりであります。

売上区分	受注高 (千円)	前年同期比(%)	受注残高 (千円)	前年同期比(%)
ITサービス売上	333, 822	△0.2	1, 444, 364	335. 6
商品売上	457, 940	△51.9	490, 238	△3. 1
合計	791, 762	△38. 5	1, 934, 602	130. 9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分	(自 平成19	会計期間 年6月1日 年11月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)
ITサービス売上	495, 343	74. 6
商品売上	368, 297	△33.8
合計	863, 641	2.8

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期	間(第8期)	当中間会計期間(第9期)	
伸士元	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
明治乳業株式会社	121, 053	14. 4	170, 515	19. 7
セコムトラストシステムズ株式会社	_	_	128, 727	14. 9
ひろぎんリース株式会社	_	_	109, 670	12. 7
ナイスデイ株式会社	169, 588	20. 2	_	_
株式会社ワイ・ディ・シー	109, 718	13. 1	_	_
システムソリューションプランニン グ株式会社	107, 764	12.8	_	_

(注) ナイスデイ株式会社は明治乳業株式会社の関係会社であります。

前中間会計期間のセコムトラストシステムズ株式会社、ひろぎんリース株式会社については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

当中間会計期間のナイスデイ株式会社、株式会社ワイ・ディ・シー及びシステムソリューションプランニング株式会社については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、重要な設備の変更はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20, 000
計	20, 000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年2月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13, 700	13, 700	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	_
計	13, 700	13, 700	_	_

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。 平成17年11月30日臨時株主総会において特別決議された新株予約権(ストックオプション)の状況

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数 (個)	143	143
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572 (注)1.4	572 (注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注)2.4	50,000 (注)2.4
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成24年12月5日	自 平成19年12月6日 至 平成24年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000 (注)4	発行価額 50,000 資本組入額 25,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	(注)3
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	_

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は、当該基準日の翌日において 次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当該基準日の翌日において次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、この行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(但し、新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 3. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。
 - ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限る。但し、新株予約権者が、当社もしくは当社の子会社の都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ④その他の条件については、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4. 平成17年12月15日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成19年9月13日取締役会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	81,765 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月14日 至 平成24年9月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 86,899 資本組入額 43,450	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 新株予約権1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。) は1株とする。 ただし、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、株式分割または株式併合の比率に応じ付与株式数を比例的に調整する。 また、当社が資本の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、上記の調整の結果生じる1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
 - 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に行使する新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た額 とする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当りの払込金額調整後行使価額 = 既発行株式数 + 新規発行前の時価既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に 調整することができるものとする。

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当 社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、転籍、その他当社取締役会において正当 な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者は、権利行使期間中において、終値が行使価額の3倍に相当する額を超過した日以降でなければ新株予約権を行使することができない。

- ③その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。
- 4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき 新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予 約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1) 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由

次に準じて決定する。

- (1) 平成21年9月14日から平成22年9月13日までの間に、終値が権利行使価額の3分の4に相当する額を下回ったとき(以下、「取得事由」という。)は、当社は、取得事由が生じた日において、無償で全ての新株予約権を取得する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記3. に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年6月1日~ 平成19年11月30日		13, 700	_	254, 219	_	154, 217

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
松村 明	東京都港区	8, 233	60.09
松村 富美子	東京都港区	270	1. 97
齋藤 嗣雄	東京都大田区	250	1.82
小倉 誠	東京都世田谷区	233	1.7
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11-1	115	0.84
高緑 秀行	東京都世田谷区	107	0.78
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4-6	98	0.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10	98	0.72
秋山 哲雄	東京都豊島区	98	0.72
松岡 里佳子	東京都豊島区	96	0.70
# 	_	9, 598	70.06

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,700	13, 700	_
端株	_	_	_
発行済株式総数	13, 700	_	_
総株主の議決権	_	13, 700	_

②【自己株式等】

平成19年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	146, 000	138, 000	97, 500	81, 500	92, 000	80,000
最低 (円)	123, 000	92, 000	70, 000	60, 100	72, 000	58, 000

⁽注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所へラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、 当中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成して おります。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の中間財務諸表についてはみすず監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)の中間財務諸表については八重洲監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間 みすず監査法人 当中間会計期間 八重洲監査法人

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

- (1) 【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年11月30日)			当中間会計期間末 (平成19年11月30日)			前事業年度の要約貸借対照 (平成19年5月31日)		照表
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金		286, 200			306, 613			455, 848		
2. 売掛金		168, 254			177, 390			125, 103		
3. たな卸資産		251, 125			59, 135			51, 918		
4. その他		9, 574			17, 741			26, 109		
流動資産合計			715, 154	91.4		560, 880	48.4		658, 980	54. 7
Ⅱ 固定資産										
(1) 有形固定資産	※ 1	16, 484								
1. 賃貸用資産		_			418, 744			458, 210		
2. その他		_			51,079			44, 503		
有形固定資産合計		_			469, 824			502, 713		
(2) 無形固定資産		14, 930			9, 989			12, 831		
(3) 投資その他の資産										
1. 差入保証金		5, 000			_			_		
2. 投資有価証券		_			86, 410			7, 833		
3. その他		30, 613			30, 904			23, 287		
投資その他の資産 合計		35, 613			117, 315			31, 120		
固定資産合計			67, 028	8. 6		597, 128	51.6		546, 665	45. 3
資産合計			782, 182	100.0		1, 158, 009	100.0		1, 205, 646	100.0

		前中[(平成]	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)			間会計期間末 19年11月30日)		前事業年度の要約貸借対照 (平成19年5月31日)		照表
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1. 買掛金		201, 893			126, 567			76, 414		
2. 短期借入金		_			222, 460			222, 460		
3. 未払金		28, 975			47, 430			34, 871		
4. 未払法人税等		15, 297			1, 893			37, 994		
5. 前受金		_			127, 663			203, 219		
6. その他	※ 2	12, 086			38, 998			21,822		
流動負債合計			258, 252	33. 0		565, 013	48.8		596, 783	49. 5
Ⅱ 固定負債										
1. 長期リース債務		_			13, 655			21, 423		
固定負債合計			_	_		13, 655	1.2		21, 423	1.8
負債合計			258, 252	33. 0		578, 669	50.0		618, 206	51.3
(純資産の部)										
I 株主資本										
1. 資本金			254, 219	32. 5		254, 219	22.0		254, 219	21. 1
2. 資本剰余金										
(1) 資本準備金		154, 217			154, 217			154, 217		
資本剰余金合計			154, 217	19. 7		154, 217	13.3		154, 217	12.8
3. 利益剰余金										
(1) 利益準備金		2, 132			2, 132			2, 132		
(2) その他利益剰余 金										
繰越利益剰余金		111, 880			158, 514			175, 578		
利益剰余金合計			114, 013	14.6		160, 646	13.8		177, 710	14. 7
株主資本合計			522, 450	66.8		569, 084	49. 1		586, 148	48.6
Ⅱ 評価・換算差額等										
1. その他有価証券評 価差額金			1, 479			△11			1, 291	
評価・換算差額等合 計			1, 479	0.2		△11	△0.0		1, 291	0.1
Ⅲ 新株予約権			_	_		10, 268	0.9		_	_
純資産合計			523, 930	67. 0		579, 340	50.0		587, 439	48.7
負債純資産合計			782, 182	100.0		1, 158, 009	100.0		1, 205, 646	100.0

②【中間損益計算書】

			前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)		
	F- ()	注記			百分比			百分比	_ ,,,,		百分比
	区分	番号	金額(十円)	(%)	金額(千円)	(%)	金額(千円)	(%)
Ι	売上高			840, 130	100.0		863, 641	100.0		2, 330, 490	100.0
П	売上原価			653, 384	77.8		691, 849	80. 1		1, 872, 050	80. 3
	売上総利益			186, 746	22. 2		171, 791	19. 9		458, 439	19. 7
Ш	販売費及び一般管理 費			161, 333	19. 2		161, 286	18. 7		319, 672	13. 7
	営業利益			25, 412	3.0		10, 505	1.2		138, 766	6.0
IV	営業外収益	※ 1		13, 320	1.6		1, 934	0.2		15, 719	0.7
V	営業外費用	※ 2		5, 299	0.6		4, 857	0.5		10,618	0.5
	経常利益			33, 433	4.0		7, 582	0.9		143, 868	6. 2
VI	特別損失			_	_		_	_		309	0.0
	税引前中間(当 期)純利益			33, 433	4. 0		7, 582	0.9		143, 558	6. 2
	法人税、住民税及 び事業税		14, 170			773			61, 652		
	法人税等調整額		1, 843	16, 013	1.9	3, 596	4, 370	0.5	788	62, 440	2. 7
	中間(当期)純利 益			17, 420	2. 1		3, 211	0.4		81, 117	3. 5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

			株主	資本			評価・換算 差額等	
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
		貝个牛佣亚	小皿中佣亚	繰越利益 剰余金	合計			
平成18年5月31日 残高(千円)	121, 250	21, 250	849	108, 568	109, 418	251, 918	1,006	252, 924
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	132, 969	132, 967				265, 937		265, 937
剰余金の配当			1, 282	△14, 107	△12, 825	△12, 825		△12, 825
中間純利益				17, 420	17, 420	17, 420		17, 420
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)							473	473
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	132, 969	132, 967	1, 282	3, 312	4, 595	270, 532	473	271, 006
平成18年11月30日 残高(千円)	254, 219	154, 217	2, 132	111, 880	114, 013	522, 450	1, 479	523, 930

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

			株主	資本			評価・換算 差額等		
		資本剰余金		利益剰余金				新株	純資産
	資本金	答木淮借仝	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額	予約権	合計
		貝个中佣亚	小班中佣亚	繰越利益 剰余金	金合計		金		
平成19年5月31日 残高(千円)	254, 219	154, 217	2, 132	175, 578	177, 710	586, 148	1, 291	_	587, 439
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当				△20, 276	△20, 276	△20, 276			△20, 276
中間純利益				3, 211	3, 211	3, 211			3, 211
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)							△1,302	10, 268	8, 965
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	_	_	_	△17, 064	△17, 064	△17, 064	△1,302	10, 268	△8, 098
平成19年11月30日 残高(千円)	254, 219	154, 217	2, 132	158, 514	160, 646	569, 084	△11	10, 268	579, 340

前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

			株主	資本			評価・換算 差額等	
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
		貝个牛佣亚	小皿中佣亚	繰越利益 剰余金	合計		叶Щ左银亚	
平成18年5月31日 残高(千円)	121, 250	21, 250	849	108, 568	109, 418	251, 918	1,006	252, 924
事業年度中の変動額								
新株の発行	132, 969	132, 967				265, 937		265, 937
剰余金の配当			1, 282	△14, 107	△12, 825	△12, 825		△12, 825
当期純利益				81, 117	81, 117	81, 117		81, 117
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)							284	284
事業年度中の変動額合計 (千円)	132, 969	132, 967	1, 282	67, 010	68, 292	334, 230	284	334, 514
平成19年5月31日 残高(千円)	254, 219	154, 217	2, 132	175, 578	177, 710	586, 148	1, 291	587, 439

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		33, 433	7, 582	143, 558
減価償却費		2, 930	45, 849	19, 383
無形資産 減価償却費・開発 費		5, 432	2, 841	8, 669
受取利息及び受取配当金		△272	△94	△327
支払利息		1,541	4, 427	3, 657
株式交付費		3, 390	_	3, 390
固定資産除売却損益		_	_	309
売上債権の増減額 (増加:△)		41,019	△52, 286	84, 170
たな卸資産の増減額 (増加:△)		\triangle 122, 326	$\triangle 7,216$	74, 957
仕入債務の増減額 (減少:△)		99, 672	50, 153	$\triangle 25,805$
未払金の増減額 (減少:△)		2, 380	1, 155	4, 148
前受金の増減額 (減少:△)		_	△75, 555	198, 646
その他の資産の増減額 (増加:△)		4, 131	15, 113	△10, 984
その他の負債の増減額 (減少:△)		△7, 428	16, 503	△7, 395
小計		63, 906	8, 473	496, 378
利息及び配当金の受取額		272	94	327
利息の支払額		$\triangle 1,482$	△223	△2, 867
法人税等の支払額		△42,880	$\triangle 36,244$	△66, 440
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		19, 815	△27, 900	427, 397

			前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
	区分	注記 番号	金額 (千円)	金額(千円)	金額(千円)
II	投資活動によるキャッシュ・フ ロー				
	有形固定資産の取得による支 出		$\triangle 1,558$	△6, 390	$\triangle 461,982$
	無形固定資産の取得による支 出		△1, 948	_	$\triangle 3,085$
	投資有価証券の取得による支 出		△749	△80,773	$\triangle 1,497$
	貸付金の回収による収入		18, 307	_	18, 307
	敷金・差入保証金による収支		61, 898	$\triangle 6,798$	66, 898
	その他		_	_	△313
	投資活動によるキャッシュ・フ ロー		75, 949	△93, 962	△381, 673
Ш	財務活動によるキャッシュ・フ ロー				
	短期借入金の純増減額		_	_	222, 460
	長期借入金の返済による支出		△150, 080	_	△150, 080
	リース債務の返済による支出		_	△7, 587	$\triangle 2,771$
	社債の償還による支出		△80,000	_	△80,000
	株式の発行による収入		258, 999	_	258, 999
	配当金の支払額		△12,825	△19, 784	△12, 825
	財務活動によるキャッシュ・フ ロー		16, 094	△27, 372	235, 783
IV	現金及び現金同等物の増加額		111, 859	△149, 234	281, 507
V	現金及び現金同等物の期首残高		174, 341	455, 848	174, 341
VI	現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		286, 200	306, 613	455, 848

111111111111111111111111111111111111111	1		
項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は、全部 純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算 定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。 (2) たな卸資産 個別法による原価法を採用し ております。	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 同左	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部 純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算 定)を採用しております。 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 商品・仕掛品は個別法による 原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 10~18年 工具器具備品 3~10年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 自社利用ソフトウェアについ ては、当社の利用可能期間 (3 ~5年) に基づいております。	(1) 有形固定 平成19年3月31日以前に取得した たもの率法 平成19年4月1日以降に規定する に取成19年4月1日以降に規定する 定率法 であります。 建物 10~18年 工具器具備品 3~10年 (2) 無形固用 大きなおいであます。 はは、であります。 はは、であります。 はは、であります。 ではりにしていています。 (3) 賃用ではおいてのよりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(会計方針の変更) 法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律6号)及び(法人税法をでの一部を改正する第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについてものについては、改正変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産同左 (3)賃貸用資産
3. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移	採用しております。 同左	同左
	転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。		

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
4. 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表 (財 務諸表) 作成のための基 本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年6月1日	(自 平成19年6月1日	(自 平成18年6月1日
至 平成18年11月30日)	至 平成19年11月30日)	至 平成19年5月31日)
(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間から、「繰延資産の会計 処理に関する当面の取扱い」(企業会計基 準委員会 平成18年8月11日 実務対応報 告第19号)を適用しております。 前事業年度において営業外費用の内訳と して表示していた「新株発行費」は、当中 間会計期間より「株式交付費」として表示 する方法に変更しております。	_	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から、「繰延資産の会計処理に 関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適 用しております。 前事業年度において営業外費用の内訳とし て表示していた「新株発行費」は、当事業年 度より「株式交付費」として表示する方法に 変更しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)
	(中間貸借対照表) 1. 前中間期において、有形固定資産に含めていた「賃貸用資産」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間期末より区分掲記することとしております。なお、前中間期末の有形固定資産に含まれる「賃貸用資産」は1,192千円であります。
	2. 前中間期において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間期末より区分掲記することとしております。なお、前中間期末の「投資有価証券」は7,403千円であります。
	3. 前中間期において、流動負債の「その他」に含めていた「前受金」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間期末より区分掲記することとしております。なお、前中間期末の「前受金」は6,418千円であります。
_	(中間キャッシュ・フロー計算書) 前中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの 「その他の負債の増減額」に含めておりました「前受金の増減額」 については、当中間会計期間より金額的重要性が高まったため、区 分掲記しております。なお、前中間会計期間の「前受金の増減額」 は1,845千円であります。

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年6月1日	(自 平成19年6月1日	(自 平成18年6月1日
至 平成18年11月30日)	至 平成19年11月30日)	至 平成19年5月31日)
	_	1. 固定資産(賃貸用資産)の減価償却の方法 有形固定資産の賃貸用資産は、従来、リース期間を耐用年数とする定率法により償却を 行っておりましたが、当期に取得しました大型サービス契約のための賃貸用資産につきま しては、金額的重要性が高いこと及び収益と の対応関係を重視し、リース期間を耐用年数 とする定額法を採用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益・経常利益・税引前当期純利益が、19,525千円多く計上されております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)	前事業年度末 (平成19年5月31日)		
※1 有形固定資産の減価償却累計額	₩1	有形固定資産の減価償却累計額	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	
34,064千円		95,052千円		49,203千円	
※2 消費税等の取扱い	※ 2	消費税等の取扱い	※ 2		
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺		同左		_	
のうえ、流動負債の「その他」に含めて					
表示しております。	3	业4.5.4.2.2.2.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4.4.2.4	3	17 打ユー写出次 A みせお払み報告を行	
_	3	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行 うため取引銀行3行と当座貸越契約及		
		びコミットメントライン契約を締結し		びコミットメントライン契約を締結し	
		ております。これら契約に基づく当中	ております。これら契約に基づく当事		
		間会計期間末の借入未実行残高は次の	業年度末の借入未実行残高は次のとお		
		とおりであります。		りであります。	
	= 7	当座貸越極度額及び貸出		当座貸越極度額及び貸出	
	コミットメントの総額		:	500,000千円 コミットメントの総額	
	f	借入実行残高 - 千円	ſ	借入実行残高 — 千円	
		差引額 500,000千円		差引額 500,000千円	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)			前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)		
※ 1	営業外収益のうち主要 受取手数料 受取利息	要なもの 13,000千円 242千円	※ 1	営業外収益のうち主 受取手数料 雑収入	E要なもの 619千円 1,220千円	※ 1	営業外収益のうち主 受取手数料 受取利息	要なもの 15,310千円 270千円
※ 2	営業外費用のうち主要 支払利息 株式交付費	要なもの 1,541千円 3,390千円	※ 2	営業外費用のうち主 支払利息 支払手数料	E要なもの 4,427千円 429千円	※ 2	営業外費用のうち主 支払利息 株式交付費	要なもの 3,657千円 3,390千円
3	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	2,930千円 5,432千円	3	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	45, 849千円 2, 841千円	3	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	19, 383千円 8, 669千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11, 400	2, 300	_	13, 700
合計	11, 400	2, 300	_	13, 700
自己株式				
普通株式	_	_	_	_
合計	_	_	_	_

(注) 普通株式の増加株式数の内訳

公募増資による増加 2,300株

- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年8月25日 定時株主総会	普通株式	12, 825	1, 125	平成18年5月31日	平成18年8月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13, 700	_	_	13, 700
合計	13, 700	_	_	13, 700
自己株式				
普通株式	_	_	_	_
合計	_	_	_	_

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約 権の目的	新株子	当中間会計				
区分	新株予約権の内訳	となる株式の種類	前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	期間末残高 (千円)	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	_	_	_	_	_	10, 268	
	合計	_	_	_	_	_	10, 268	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年8月29日 定時株主総会	普通株式	20, 276	1, 480	平成19年5月31日	平成19年8月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの 該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	11, 400	2, 300	_	13, 700
合計	11, 400	2, 300	_	13, 700
自己株式				
普通株式	_	_	_	_
合計	_	_	_	_

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,300株は、公募増資による増加2,300株であります。
 - 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
 - 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年8月25日 定時株主総会	普通株式	12, 825	1, 125	平成18年5月31日	平成18年8月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が事業年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年8月29日 定時株主総会	普通株式	20, 276	利益剰余金	1, 480	平成19年5月31日	平成19年8月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末	残高と中間貸	現金及び現金同等物の中間期	末残高と中間貸	現金及び現金同等物の期末	残高と貸借対照表
借対照表に掲記されている科目	の金額との関	借対照表に掲記されている科目の金額との関		に掲記されている科目の金額との関係	
係		係			
(平成18年)	1月30日現在)	(平成19年11月30日現在)		(平成	9年5月31日現在)
	(千円)		(千円)		(千円)
現金及び預金	286, 200	現金及び預金	306, 613	現金及び預金	455, 848
現金及び現金同等物	286, 200	現金及び現金同等物	306, 613	現金及び現金同等物	455, 848

(リース取引関係)

前中間会計期間 自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引

1. 借主側

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却額相 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)
有形固定資産	112, 468	35, 373	77, 095
無形固定資産	12, 456	2, 991	9, 464
合計	124, 925	38, 365	86, 560

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 25.504チロ

1年内25,504千円1年超65,497千円合計91,002千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の 取崩額、減価償却費相当額、支払利息 相当額及び減損損失

> 支払リース料 14,149千円 減価償却費相当額 12,762千円 支払利息相当額 2,067千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によっておりま す。
- (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得額 相当額との差額を利息相当額とし、 各期への配分方法については、利息 法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間会計期間

(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価 額相当 額 (千円)	減畑償 却額相 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)
有形固定資産	146, 581	63, 390	83, 191
無形固定資産	12, 456	5, 540	6, 915
合計	159, 037	68, 930	90, 107

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	34,578千円
1年超	60,984千円
合計	95,563千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の 取崩額、減価償却費相当額、支払利息 相当額及び減損損失

支払リース料46,917千円減価償却費相当額42,306千円支払利息相当額6,644千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
- (5) 利息相当額の算定方法 同左

(減損損失について) 同左 前事業年度

(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引

1. 借主側

(1) リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び期末残高相当額

	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却額相 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)
有形固定資産	126, 532	48, 315	78, 216
無形固定資産	12, 456	4, 266	8, 190
合計	138, 988	52, 581	86, 407

(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内	29,805千円
1年超	61,613千円
合計	91,419千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定 の取崩額、減価償却費相当額、支払 利息相当額及び減損損失

支払リース料29,831千円減価償却費相当額26,978千円支払利息相当額4,101千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
- (5) 利息相当額の算定方法 同左

(減損損失について) 同左 前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日) 当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日) 前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

2. 貸主側

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間期末残高

	取得価 額 (千円)	減価償却累計額(千円)	中間期 末残高 (千円)
有形固定資産	115, 626	37, 196	78, 429
無形固定資産	29, 871	9, 967	19, 903
合計	145, 498	47, 164	98, 333

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内30,400千円1 年超74,009千円合計104,410千円

(3) 受取リース料、リース資産減損勘定の 取崩額、減価償却費、受取利息相当額 及び減損損失

受取リース料 16,597千円 減価償却費 15,210千円 受取利息相当額 2,067千円

(4) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. 貸主側

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間期末残高

	取得価 額 (千円)	減価償 却累計 額 (千円)	中間期 末残高 (千円)
有形固定資 産	619, 800	117, 835	501, 965
無形固定資産	29, 871	16, 575	13, 295
合計	649, 672	134, 411	515, 260

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等未経過リース料中間期末残高相当額1年内123,349千円1年超429,818千円

 1 年超
 429,818千円

 合計
 553,167千円

(3) 受取リース料、リース資産減損勘定の 取崩額、減価償却費、受取利息相当額 及び減損損失 受取リース料 91,310千円

減価償却費 83,830千円 受取利息相当額 9,513千円

(4) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、定額法・利息法によっております。

(減損損失について)

同左

2. 貸主側

(1) リース物件の取得価額、減価償却累 計額、減損損失累計額及び期末残高

	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末残高 (千円)
有形固定資産	600, 085	63, 599	536, 485
無形固定資産	29, 871	13, 271	16, 599
合計	629, 957	76, 871	553, 085

(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内118,968千円1年超475,125千円合計594,093千円

(3) 受取リース料、リース資産減損勘定 の取崩額、減価償却費、受取利息相 当額及び減損損失

受取リース料48,776千円減価償却費44,918千円受取利息相当額5,108千円

(4) 利息相当額の算定方法 同左

(減損損失について) 同左

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

		中間会計期間 成18年11月30			中間会計期間 成19年11月30			前事業年度末 成19年5月31	
種類	取得原価 (千円)	中間貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	4, 908	7, 403	2, 495	6, 430	6, 410	△19	5, 656	7, 833	2, 176
合計	4, 908	7, 403	2, 495	6, 430	6, 410	△19	5, 656	7, 833	2, 176

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		
1937	中間貸借対照表計上額(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券			
非上場株式	_	80, 000	-
合計	-	80,000	-

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)、当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)及び前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)において、当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

- 1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名該当事項はありません。
- 2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

- 1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,000株	
付与日	平成19年9月13日	
権利確定条件	付されておりません	
対象勤務期間	自平成19年9月13日 至平成22年9月13日	
権利行使期間	自平成22年9月14日 至平成24年9月13日	
権利行使価格 (円)	81, 765	
付与日における公正な評価単価(円)	5, 134	

前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

- 1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	第3回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び従業員 30名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 600株	
付与日	平成17年12月6日	
権利確定条件	付されておりません	
対象勤務期間	定めておりません	
権利行使期間	平成19年12月6日から平成24年12月5日	
権利行使価格 (円)	50,000	
付与日における公正な評価単価 (円)	_	

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)、当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)及び前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)において、当社は関連会社がないため持分法を適用しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり純資産額 38,243.10 円 1株当たり中間純利益 金額 1,292.97 円	1株当たり純資産額42,287.62円1株当たり中間純利益234.44円	1株当たり純資産額42,878.78円1株当たり当期純利益 金額5,970.68円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 1,256.77 円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 230.08円	潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額 5,806.98円
当社は、平成18年1月20日付で株式 1株につき4株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 20,341.87円 1株当たり中間純利益 金額 2,139.49円		
なお、潜在株式調整後1株当たり中間 純利益金額については、新株予約権の 残高はありますが、当社株式は非上場 であり、かつ非登録であるため記載し ておりません。		

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	17, 420	3, 211	81, 117
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	17, 420	3, 211	81, 117
期中平均株式数(株)	13, 473	13, 700	13, 586
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	_	_	_
普通株式増加数(株)	388	260	383
(うち新株予約権)	(388)	(260)	(383)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (平成19年ストックオプション) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 2,000 株 なお、これらの概要は 「第4提出会社の状況、 1株式等の状況、(2)新 株予約権等の状況に」記 載のとおりであります。	

(重要な後発事象)		
前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
コミットメントライン契約の締結	多額な資金の借入	_
当社は、運転資金の効率的な調達を	当社は、平成19年12月20日開催の取	
行うため、平成18年12月29日に株式会	締役会決議に基づき、次のとおり借入	
社みずほ銀行をエージェントとするリ	を実施しております。	
ボルビング・クレジット・ファシリテ	① 資金使途 設備資金	
ィ契約(シンジケート方式)を締結い	② 借入先の名称	
たしました。その内容は次のとおりで	三井住友銀行	
あります。なお、担保制限条項、資産	三菱東京UFJ銀行	
制限条項、財務制限条項に抵触した場	りそな銀行	
合は、本契約にかかる一切の債務につ	③ 借入金額 総額400,000千円	
いて期限の利益を喪失し、直ちにそれ	④ 借入条件 年1.610%~1.935%	
らの債務を弁済しなければならないこ	⑤ 実施時期 平成19年12月25日	
とが定められております。	⑥ 返済期限 平成24年5月1日	
	⑦ 担保 無担保	
融資枠設定金額		
300,000千円		
契約期間		
平成18年12月29日		
~平成20年12月26日		
利率		
Tibor + 1. 250%		
担保制限条項		
借入人は、本契約締結日以降、本		
契約が終了し、かつ貸付人および		
エージェントに対する本契約上の		
全ての債務の履行が完了するま		
で、本契約にもとづく債務を除く		
借入人または第三者の負担する現		
在または将来の債務(借入金債		
務、社債、保証債務、その他これ らに類似の債務を含む)のために担		
保提供を行わない。		
賃 産 門 放 未 切 借 入 人 は 、 エ ー ジェントおよび多		
数貸付人の承諾がない限り、合		
併、会社分割、株式交換もしくは		
株式移転、または借入人の財産		
、経営もしくは業況に重大な影響		
を及ぼす可能性のある事業もしく		
は資産の全部もしくは一部の第三		
者への譲渡(セールアンドリース		
バックのための譲渡を含む)、借		
入りのための譲渡を含むが、信 入人の財産、経営もしくは業況に		
重大な影響を及ぼす可能性のある		
第三者の事業もしくは資産の全部		
第二名の争業もしくは貧圧の生命 もしくは一部の譲渡のいずれも行		
もしくは一部の譲渡のいすれる11		
42/4 V '0		

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年6月1日	(自 平成19年6月1日	(自 平成18年6月1日
至 平成18年11月30日)	至 平成19年11月30日)	至 平成19年5月31日)
財務制限条項 (1) 平成19年5月決算期以降、各 決算期末日における単体での貸借 対照表上の純資産の部の金額を、 平成18年5月決算期末日における 単体での貸借対照表上の純資産の 部の金額の80%の金額以上に維持 すること。 (2) 平成19年5月決算期以降、各 決算期末日における単体での経常 損益で2期連続して赤字を計上し ないこと。		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成19年8月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年9月13日関東財務局長に提出。

平成19年8月29日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第8期)(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)平成19年8月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月15日

モ ジ ュ レ 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

みすず監査法人

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 栗 原 学

指定社員公認会計士新井達哉業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモジュレ株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には 全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証 を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。 当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モジュレ株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載の通り、提出会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成18年12月29日にリボルビング・クレジット・ファシリティ契約(シンジケート方式)を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

^(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月22日

モジュレ株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモジュレ株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モジュレ株式会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出 会社)が別途保管しております。